

## 破産手続終結に関するお知らせ

債権者 各位

破産者株式会社朽木ゴルフ倶楽部

破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

- 1 株式会社朽木ゴルフ倶楽部（以下「破産会社」といいます。）の破産事件（大阪地裁・平成 30 年（フ）第 3333 号）について、換価業務が完了し、異時廃止により終結する見込みとなりましたのでご報告します。
- 2 破産会社は、平成 30 年 4 月 9 日に 2 回目の民事再生を申立てたうえで（大阪地裁・平成 30 年（再）第 1 号）、ゴルフ場事業を第三者に譲渡しましたが、高額での売却を実現できず、事業譲渡の対価から担保権者への受戻金や滞納公租公課の一部への弁済金等を控除すると残った主な資産は、約 2400 万円の現預金のみとなりました。一方、破産会社の負債は、約 1 万 1000 件・総額 76 億 9000 万円以上にもなっており、結果、破産会社は、破産に至りました。
- 3 当職においては、計 2 回にわたる民事再生が奏功せず、ゴルフ会員を中心に極めて多数になる債権者に損害を及ぼしたという経緯にも鑑み、本日まで、資産調査等に注力してまいりました。その結果、特に、破産者名義の原野・山林の共有持分や所在不明となっていた受領済み名義変更料を新たに発見し、一定の換価に成功しました。  
しかし、その他の資産については、その多くが反対債権の存在又は破産手続開始決定よりはるか前に商事消滅時効が完成している等の理由から回収不能な状況にあることが確認され、換価業務完了後の破産財団は、約 3015 万円に留まりました。  
これに対し、一般破産債権に優先する財団債権 2417 万 212 円、優先的破産債権 6460 万 2856 円の存在が判明しております。
- 4 そのため、本件では、あらためて一般破産債権への配当の見込みがないことが確認され、やむなく異時廃止となる次第です。  
なお、破産手続廃止のための意見聴取及び書面による計算報告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、債権者集会の開催に代え、書面による意見聴取及び計算報告の手続をさせていただきました。
- 5 最後に、皆様のご理解とご協力により円滑に業務遂行できたことについて、破産

管財人及び破産管財人室スタッフ一同より、心から御礼申し上げます。

なお、本書につきご不明点がある場合は、次のコールセンターで承っております。

**【管財人室 コールセンター】**

住所 大阪市北区中之島 2-2-2 大阪中之島ビル 8階 小松法律特許事務所

電話番号 06-6221-3358 (\*お掛け間違いなきようお願いいたします。)

受付時間 月～金(土日祝除く) 午前10時～午後5時

なお、現在営業中のゴルフ場「朽木ゴルフ倶楽部」は、破産会社から事業譲渡を受けた第三者(新運営会社)が運営しており、本破産事件終結の影響を受けませんので、ご注意ください。